

〔平成 18 年 5 月 25 日法務大臣認可  
日本司法支援センター〕

(変更) 平成 19 年 3 月 19 日法務大臣認可  
 (変更) 平成 19 年 10 月 30 日法務大臣認可  
 (変更) 平成 20 年 3 月 17 日法務大臣認可  
 (変更) 平成 20 年 11 月 13 日法務大臣認可  
 (変更) 平成 22 年 3 月 25 日法務大臣認可  
 (変更) 平成 23 年 3 月 7 日法務大臣認可  
 (変更) 平成 23 年 9 月 21 日法務大臣認可  
 (変更) 平成 24 年 3 月 30 日法務大臣認可  
 (変更) 平成 24 年 12 月 21 日法務大臣認可  
 (変更) 平成 25 年 3 月 27 日法務大臣認可  
 (変更) 平成 25 年 11 月 26 日法務大臣認可  
 (変更) 平成 26 年 3 月 25 日法務大臣認可  
 (変更) 平成 27 年 月 日法務大臣認可

## 日本司法支援センター業務方法書

### 目次

#### 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

#### 第 2 章 支援法第 30 条第 1 項の業務の方法

##### 第 1 節 情報提供業務及びその附帯業務の方法（第 4 条）

##### 第 2 節 民事法律扶助業務及びその附帯業務の方法

###### 第 1 款 通則（第 5 条－第 7 条）

###### 第 2 款 代理援助及び書類作成援助（第 8 条－第 13 条）

###### 第 3 款 法律相談援助（第 14 条－第 23 条）

###### 第 4 款 援助の申込み（第 24 条－第 27 条）

###### 第 5 款 代理援助及び書類作成援助の審査（第 28 条）

###### 第 6 款 援助開始に関する決定等（第 29 条－第 37 条）

###### 第 7 款 個別契約等（第 38 条－第 55 条）

###### 第 8 款 援助の終結（第 56 条－第 63 条の 3）

###### 第 9 款 終結決定後の償還方法の変更、償還の猶予及び償還の免除並びにみなし消滅（第 64 条－第 68 条）

###### 第 10 款 不服申立て及び再審査（第 69 条－第 70 条の 8）

###### 第 11 款 更正決定（第 70 条の 9）

第3節 国選弁護、国選付添及び被害者国選弁護関連業務並びにその附帯業務の方法

第1款 通則（第71条）

第2款 弁護士との契約に関する事項（第72条）

第3款 国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項（第73条－第74条の2）

第4款 報酬及び費用の算定及び支払に関する事項（第75条）

第5款 支援法第39条第4項、第39条の2第3項及び第39条の3第3項に規定する協力に関する事項（第76条－第76条の3）

第6款 支援法第39条第5項に規定する訴訟費用の見込額の通知に関する事項（第77条）

第7款 支援法第43条第1号に掲げる勘定の管理に関する事項（第78条）

第4節 司法過疎地等における法律事務の取扱いに関する業務及びその附帯業務の方法（第79条）

第5節 犯罪被害者等支援業務及びその附帯業務の方法（第80条）

第6節 被害者参加旅費等支給業務及びその附帯業務の方法（第80条の2－第80条の5）

第7節 関係機関との連携の確保（第81条）

第8節 講習又は研修の実施業務及びその附帯業務の方法（第82条）

第3章 支援法第30条第2項の業務の方法（第83条・第83条の2）

第3章の2 震災法律援助業務の方法

第1節 通則（第83条の3－第83条の5）

第2節 震災代理援助及び震災書類作成援助（第83条の6－第83条の8）

第3節 震災法律相談援助（第83条の9－第83条の11）

第4節 震災法律援助の申込み（第83条の12・第83条の13）

第5節 震災法律援助の審査等（第83条の14－第83条の18）

第6節 震災個別契約等（第83条の19－第83条の26）

第7節 震災法律援助の終結（第83条の27－第83条の29）

第8節 不服申立て（第83条の30）

第9節 民事法律扶助の規定の準用（第83条の31）

第4章 業務委託（第84条）

第5章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第85条）

第6章 内部統制システムの整備に関する事項（第86条―第100条）

第7章 雑則（第101条）

附則

（中略）

## 第6章 内部統制システムの整備に関する事項

（内部統制システムに関する基本方針）

第86条 センターは、役員（監事を除く。以下この章において同じ。）の職務の執行が支援法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正を確保するための体制（これを「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

（法人運営に関する基本的事項）

第87条 センターは、センターの運営基本理念を策定するものとする。

2 センターは、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針を定めるものとする。

（執行部会の設置及び役員の分掌等に関する事項）

第88条 センターは、理事長の意思決定を補佐する執行部会を設置するものとする。

2 センターは、理事長を頂点とした意思決定ルールを明確にするものとする。

3 センターは、理事の事務分掌を明示するものとする。

4 センターは、理事長の指示が適切に実行されることを確保するため、本部事務所及び地方事務所において会議を開催するものとする。

（中期計画の策定及び評価等に関する事項）

第89条 センターは、中期計画の策定過程を整備するものとする。

- 2 センターは、中期計画の進捗を管理するための体制を整備するものとする。
- 3 センターは、中期計画に基づき実施する業務を評価するための体制を整備するものとする。
- 4 センターは、計画管理の手法を確立して中期計画の進捗状況をモニタリングするものとする。
- 5 センターは、業務部門に係る業務手順を作成するものとする。
- 6 センターは、評価活動の適切な運営に関する次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - 一 業務手順に沿った運営を確保すること。
  - 二 業務手順に沿わない業務執行を把握すること。
  - 三 恣意的とならない業務実績評価を行うこと。
- 7 センターは、第4項に規定するモニタリング及び第6項に規定する評価を基にした適切な業務実績報告を作成するものとする。

(内部統制の推進に関する事項)

- 第90条 センターは、役員を構成員とする内部統制機関を設置するものとする。
- 2 センターは、内部統制を担当する役員を決定するものとする。
  - 3 センターは、本部事務所において内部統制推進部門を設置するものとする。
  - 4 センターは、本部事務所及び地方事務所における内部統制推進責任者を指定するものとする。
  - 5 内部統制推進部門は、内部統制を担当する役員に対し、内部統制の推進に関する報告を年1回以上実施するものとする。
  - 6 内部統制を担当する役員は、内部統制機関において、内部統制に関する改善策を検討の上、内部統制の推進に関する報告を年1回以上実施するものとする。
  - 7 内部統制を担当する役員は、内部統制を推進するため、職員との面談を実施するものとする。
  - 8 内部統制を担当する役員及び内部統制推進部門は、内部統制の推進状況についてモニタリングするものとする。
  - 9 センターは、役職員に対し、内部統制を推進するための研修を実施する

ものとする。

- 10 センターは、内部統制に違反する事実が発生した場合における対応マニュアルを作成するものとする。
- 11 センターは、内部統制に違反する事実が発生した場合には、速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止策を決定するものとする。
- 12 センターは、反社会的勢力に対応するための規程を整備するものとする。
- 13 センターは、業務執行に係る意思決定プロセス及び経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムを構築するものとする。

(リスク評価と対応に関する事項)

- 第91条 センターは、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして把握、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備するものとする。
- 2 センターは、リスク管理機関を設置するものとする。
  - 3 センターは、業務管理の手法を確立して業務部門ごとの業務フローを明確にするものとする。
  - 4 センターは、第3項の業務フローごとに内在するリスク因子の把握及び分析を行うものとする。
  - 5 センターは、第4項により把握したリスクに関する評価を年1回以上実施し、リスク低減策について検討するものとする。
  - 6 センターは、リスク顕在時における広報体制及び対応マニュアルを整備するものとする。
  - 7 センターは、施設の点検及び必要な補修等を実施するものとする。
  - 8 センターは、事故及び災害等の緊急事態に対応するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - 一 防災業務計画及び事業継続計画を策定し、これらに基づく訓練等を実施すること。
    - 二 対策本部を設置し、その構成員を決定すること。
    - 三 初動体制を構築し、情報収集を迅速に実施すること。

(情報システムの整備及び利用に関する事項)

- 第92条 センターは、内部統制システムを整備するため、情報システムの整備及び利用に関する次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 理事長の指示、センターの使命が確実に役職員に伝達される仕組みを構築すること。
- 二 職員から役員及び監事に必要な情報が伝達される仕組みを構築すること。
- 三 全ての役職員が、必要な情報を適切に識別、把握及び処理し、これを正確に伝達できるようにするため、以下の仕組みを構築すること。
  - ア センターが保有するデータの所在情報の明示
  - イ データへのアクセス権の設定
- 2 センターは、業務システムを活用し効率的な業務運営を行うものとする。
- 3 センターは、業務変更に伴う情報システムの改変を適宜速やかに行うものとする。

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

- 第93条 センターは、情報セキュリティを確保するため、これに関する規程を整備するものとする。
- 2 センターは、情報セキュリティの確保に関する次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - 一 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上その他情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備及び運用されていることを担保するための有効な手段を確保する仕組みを構築すること。
    - 二 情報漏えいを防止するための仕組みを構築すること。特に、システム管理を外部に委託している場合は、委託先における防止策を含めた仕組みを構築すること。
  - 3 センターは、センターの保有する個人情報を適切に管理するため、個人情報保護に関する規程を整備するものとする。
  - 4 センターは、センターの保有する個人情報の保護に関する点検活動を実施するものとする。
  - 5 センターは、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を遵守するものとする。

(内部監査に関する事項)

第94条 センターは、内部監査担当部門を設置するものとする。

2 センターは、内部監査担当部門の運営に関する措置を講じるものとする。

3 内部監査担当部門は、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第95条 センターは、監事に関する次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 監事監査規程の整備に監事が関与すること。

二 監事と理事長との意思疎通を常時確保する体制を整備すること。

三 監事監査の補助者に対する監事の指揮命令権を明確にすること。

四 監事監査の補助者が行った監事監査の補助業務に係る人事評価及び懲戒処分に監事が関与すること。

五 センターの組織規程において監事の権限を明確にすること。

六 監事及び会計監査人と理事長との会合を定期的を実施すること。

2 センターは、監事監査に関する次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 監事監査規程に基づく監査へ協力すること。

二 監事監査の補助について協力すること。

三 監事監査の結果に対する改善状況について監事に報告すること。

3 監事は、法務大臣及び理事長に対して監査報告を行うものとする。

4 センターは、次の各号に掲げる監事によるモニタリングに必要な措置を講じるものとする。

一 監事が執行部会等重要な会議へ出席すること。

二 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧及び調査できる仕組みを構築すること。

三 監事がセンターの財産の状況を調査できる仕組みを構築すること。

四 監事が会計監査人と連携すること。

五 監事が内部監査担当部門と連携すること。

六 役職員の不正、違法又は著しい不当の事実を監事へ報告しなければならないものとする。

七 監事から文書提出や説明を求められた場合に役職員が応答しなければならないものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第96条 センターは、次の各号に掲げる事項を定めた内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。

- 一 内部通報相談窓口及び外部通報相談窓口の設置
  - 二 内部通報者及び外部通報者の保護
- 2 センターは、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実かつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。

(入札・契約に関する事項)

第97条 センターは、契約監視機関を設置するものとする。

- 2 センターは、入札不調等により中期計画の達成が困難となる場合の対応措置を講じるものとする。
- 3 センターは、入札に関し談合情報がある場合には緊急の対応措置を講じるものとする。
- 4 センターは、契約事務を適切に実施するとともに、契約事務に関する相互けん制の体制を確立するものとする。
- 5 センターは、随意契約とすることが必要な場合を明確にするものとする。

(予算の適正な配分に関する事項)

第98条 センターは、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備するものとする。

- 2 センターは、業務実績についての評価結果を内部の予算配分等に適切に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第99条 センターは、法人文書（法人の意思決定に係る文書を含む。以下この条において同じ。）を適切に管理するため、文書管理規程を整備するものとする。

- 2 センターは、法人文書を閲覧等できる仕組みを構築するものとする。
- 3 センターは、財務情報を含む法人情報をウェブその他の方法により公開するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第100条 センターは、職員（非常勤職員を含む。以下この条において同じ。）の人事管理方針を策定するものとする。

2 センターは、業務の適正を確保するため、定期的な人事ローテーションを行うものとする。

3 センターは、職員の懲戒基準を策定するものとする。

4 センターは、内部統制に対する悪影響を排除する観点から、長期在籍者の存在を把握するものとする。

## 第7章 雑則

(細則への委任)

第101条 センターは、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し、必要な事項について細則を定める。

附則

(中略)

附則（平成27年 月 日法務大臣変更認可）

この業務方法書の変更は、平成27年4月1日から施行する。